浜松市浜北斎場
指定管理者募集要項

浜松市市民部市民生活課

令和６年６月

浜松市浜北斎場指定管理者募集要項・目次

項目	内容	ページ数
１	浜松市浜北斎場施設の概要	1
２	指定管理者が行う業務の範囲	2
３	指定管理期間	2
４	指定管理料	2
５	使用料の既定	2
６	事業所税の有無	2
７	指定管理料の上限額	2
８	応募資格	3
９	提出書類	4
１０	指定管理者の募集及び選定方法	4
１１	指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）	5
１２	募集要項の配布	5
１３	募集要項に関する照会、質問事項の受付	6
１４	応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて	6
１５	提出書類の提出	6
１６	費用の負担	6
１７	障がい者の雇用促進・就労支援について	6
１８	選定基準	7
１９	選考結果のおしらせ	7
２０	提出書類の取扱いと情報の公開について	7
２１	指定管理者の指定について	8
２２	その他	8

別紙１　指定管理者選定基準

資料関係

資料１「浜松市斎場条例」

資料２「浜松市浜北斎場　主要施設配置図」

浜松市浜北斎場指定管理者募集要項

1　浜松市浜北斎場施設の概要

（１）名称　　浜松市浜北斎場

（２）所在地　浜松市浜名区宮口４８３１番地の１７０

（３）施設概要等

・敷地面積　　１４，５８１．７９㎡

【南館】

・供用時期　　平成１８年４月１日

・構造等　　鉄筋コンクリート造平屋建　（一部鉄骨造２階建）新耐震基準による建築物

・延床面積　　１，８３３．７８㎡

・施設内容

（待合部分）待合室、事務室、拾骨室、炉前ホール、中庭、屋外駐車場

（火葬施設）１階　火葬室、火葬炉（５基)、ペット火葬炉（１基)、職員休憩室

２階　排気設備・排ガス処理設備

【北館】

・供用時期　　令和３年４月１日

・構造等　　鉄筋コンクリート造地上３階建（一部鉄骨造）

・延床面積　　１，８９４．２１㎡

・施設内容

（待合部分）中庭渡り廊下、待合ホール、待合室、更衣室、業者控室、告別兼拾骨室

（火葬施設）１階　火葬室、火葬炉（４基)、制御室、職員休憩室、残灰吸引室

２階　排気設備・排ガス処理設備

（屋外）　　駐車場、自家発電設備、高圧受変電設備、消火水槽ポンプ室

【バス待機場】

敷地面積　　６３０．９４㎡（浜名区宮口４８３１番地の６４７）

駐車台数　　５台（大型バス）

（４）施設の設置目的

遺体の火葬、ペット類等の火葬・焼却

（５）開館時間　午前９時～午後５時まで

※　開館時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

※　大規模災害時においては市とその都度協議を行い、開館時間の延長等を行う場合があります。

（６）休館日　友引日及び元日

※　休館日は、市との協議により変更（減少）が可能です。

※　休館日の詳細は、浜松市斎場条例をご覧ください。

（７）年間利用者数、主な利用者

令和５年度年間火葬体数　　（人体）　２，５００件（令和４年度：２，６５９件）

（ペット類）　７０８件（令和４年度：　　７０３件）

（土葬骨）　　２件（令和４年度：　　３件）

※令和６年度からの浜松斎場の建替え工事（火葬受入数の縮小）により、浜北斎場の利用者数に影響があることが想定されます。

（８）法令等の規定　地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市斎場条例及び同条例施行規則、浜松市斎場管理要綱、浜松市斎場に係る審査基準及び処分基準、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（９）現在の指定管理者に関すること（管理者名・指定期間）

・管理者名　浜松・浜北・雄踏斎場サークルライン

・指定期間　令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで（５年間）

２　指定管理者が行う業務の範囲

（１）浜松市浜北斎場施設の運営及び維持管理に関すること

（２）浜松市斎場条例第１４条第２項に規定される事業の実施に関すること

（３）管理施設の使用に係る使用料の徴収に関する業務

（４）施設の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること

※　浜松市との協議により、利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

３　指定管理期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで（５年間）

４　指定管理料

会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）ごとに支払い

毎月末日から２５日以内の指定管理者の請求により支払います。

※指定管理料は、毎月の後払いになります。

５　使用料の規定

ペット類等の死がいの火葬料

身体の一部等の焼却料

※使用料の詳細は、浜松市斎場条例をご覧ください。

６　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

７　指定管理料の上限額

管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格

となります。

令和７年度　　６８，３１２，０００円
令和８年度　　６８，３１２，０００円
令和９年度　　６８，３１２，０００円
令和１０年度　６８，３１２，０００円
令和１１年度　６８，３１２，０００円
合計　３４１，５６０，０００円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（１０％）を含みます。

※応募の際は、税率１０％の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

８　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する団体でないこと

（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと

（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと

（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。

（７）指針第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。

（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。

（９）浜松市の市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。

(10) 過去３年間に条例第１３条の規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。

(11) 共同事業体による応募について

・共同事業体による応募は可とする。

（12）同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
（13）浜松市浜北斎場の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体
（14）浜松市浜北斎場の管理運営を行う上で必要となる許可、認可等を有する団体

※応募資格の確認日は、提出書類の提出期間の最終日とします。
※共同事業体の場合は、構成団体全てが上記応募資格を満たしている必要があります。

９　提出書類

提出部数は１０部「正本１部、副本９部」

（１）指定管理者指定申請書「第３号様式」
（２）宣誓書及び同意書「第４号様式」
（３）役員等名簿「第４－２号様式」
（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書（証明書は過去３ヵ月以内の日付であること）
（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（６）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの
（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」（証明書は過去３ヵ月以内の日付であること）
②直近２年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）
※指定管理者に選定された場合、①は毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。
（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類
①委任状（第４－３号様式）
②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
（10）浜松市浜北斎場定管理者事業計画書「第５号様式」（全期間分）
収支予算書及び報告書（５－２号様式）
（11）提案資料（当日プレゼンテーション資料）
（12）提案資料の取扱いに関する回答書「第４－４号様式」　※詳細は２０（４）参照
（13）共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同事業体の場合、（２）～（９）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

１０　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法
指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。
（２）選定にあたっての審査方法等

（２）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「市民部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「市民部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します

（３）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（４）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（５）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１１　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和６年６月１９日	～　８月　５日	募集要項のホームページ掲載及び配布
６月１９日	～　７月　３日	募集要項に関する照会、質問事項の受付
６月２７日		応募者説明会、参考資料の閲覧、施設見学会
７月１０日		質問事項に対する回答
６月１９日	～　８月　５日	提出書類の申請受け付け
８月中旬		選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。

質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

８月下旬～９月上旬	ヒアリング・プレゼンテーションの開催 候補者選定のための選定会議
９月中旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
１０月上旬	仮基本協定の締結
１２月上旬	指定管理者の指定（１１月市議会議決による）
令和７年２月下旬	基本協定締結
３月上旬　～　３月下旬	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１２　募集要項の配布

募集要項は、令和６年６月１９日（水）から８月５日（月）まで配布いたします。

・配布場所：浜松市　市民部市民生活課

〒430－8652 浜松市中央区元城町１０３番地の２

電話：０５３－４５７－２０２６

・配布時間：午前９時～午後５時１５分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ　→創業・産業・ビジネス　→指定管理者制度　→公の施設における指定管理者制度

１３　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和６年６月１９日（水）から７月３日（水）までとします。（受付時間 午前９時～午後５時１５分）

・受付方法：募集要項の内容等に関する「質問書」（第４－５号様式）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和６年７月１０日（水）予定）

※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。（以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください）

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市市民部市民生活課　管理調整グループ　担当者：小池良昌・服部

〒430－8652　浜松市中央区元城町１０３番地の２　ファクス：０５３－４５２－０２９１

メールアドレス：simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

１４　応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての説明会を開催します。

・日時　　令和６年６月２７日　午後（予定：１時間程度）

・場所　　浜松市浜名区宮口４８３１番地の１７０　浜松市浜北斎場

※　参加される場合は、「会社（団体）所在地、電話番号、参加者数、参加者氏名」を浜松市市民生活課へ電子メールにてお申し込みください。

令和６年６月２５日（火）午後４時締切

※　説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

・日時　　令和６年８月下旬～９月上旬予定、時間未定

※詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

１５　提出書類の提出

指定申請書等、提出書類は、令和６年６月１９日から８月５日（受付時間 午前９時～午後５時１５分）までに浜松市市民部市民生活課に提出してください（必着。郵送可。）

１６　費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１７　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

１８　選定基準

別紙のとおり

１９　選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和６年９月中旬までに文書にてお知らせします。

２０　提出書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「第４－４号様式」

・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、９提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構い

ません。

２１　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和６年１１月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２２　その他

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問合せ先
浜松市市民部市民生活課　　担当者　小池良昌・服部　電話 053-457-2026
メールアドレス　simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市浜北斎場指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
１　施設運営管理方針に関する項目（合格点５．５点以上）			
	(1)　施設の性格や目的の理解	５	
	(2)　提案が市の施策に沿ったものであること	５	
	小　計	１０	
２　事業提案（計画）に関する項目（合格点２７．５点以上）			
	(1)　事業の具体的取組み方	７	
	(2)　施設の運営体制・職員の配置	８	
	(3)　適正な管理・モニタリング	６	
	(4)　安全管理・緊急時への対応	１０	
	(5)　市民サービスの向上	８	
	(6)　環境・地域等への配慮	８	
	(7)　平等利用	３	
	小　計	５０	
３　指定管理者に関する項目（合格点８．８点以上）			
	(1)　団体の物的・財政的能力	８	
	(2)　施設の運営実績	６	
	(3)　団体の地域貢献	２	
	小　計	１６	
４　指定管理者の活動に関する項目			
	(1)　浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	３	
	(2)　各種認定等の有無	１	
	小　計	４	
５　指定管理料に関する項目（１）（合格点５．５点以上）			
	収支計画の妥当性	１０	
	小　計	１０	
６　指定管理料に関する項目（２）			
	上限額　－　提案額 ―――――――――×配点　＝　評価点 上限額　－　下限額	１０	
	小　計	１０	
合　　計		100	

〈選定条件〉

１　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。

２　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

３　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

４　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。

指定管理者「選定基準」評価項目の説明
【浜松市浜北斎場】

評価基準に基づく選定をより明確に行うために、各評価項目の評価のポイントを示します。

１ 施設運営管理方針に関する項目

(1) 施設の性格や目的の理解

・市の施策を理解できているか。

・施設の性格や設置目的・業務内容を理解し、指定管理者に期待されている役割や責務を認識しているか。

(2) 提案が市の施策に沿ったものであること

・事業計画の内容が設置目的に沿ったものであり、施設の効用を十分に発揮でき、成果が得られるか。

２ 事業提案（計画）に関する項目

(1) 事業の具体的取組み方

・施設利用者の利便性を高めるための実施可能な提案があるか。

・業務の第三者委託の範囲、委託先に対する考え方は適当であるか。

・業務が一時停止することや中止することがないよう、設備や施設の保守管理に関する提案がされているか。

・市内他斎場の状況変化等による利用者増などを想定し、施設利用者の利便性を高めるための実施可能な提案があるか。

・感染症等の影響による運営の変更に対応が可能か

(2) 施設の運営体制・職員の配置

・職員の配置が合理的であるか。

・運営体制・指揮命令系統が具体的に示されているか。

・運営責任者が示されているか。責任者の経歴・実績はふさわしいものか。

・職員が、管理運営に必要な資格、経験（継続雇用）などを有しているか。

・職員の資質、能力向上を図るような対策が提案されているか。

・共同事業体の場合、それぞれの構成員の責任分担が明確となっているか。

・共同事業体の場合、構成員が撤退した場合の対応策があるか。

(3) 適正な管理・モニタリング

・指定管理者によるセルフモニタリングの方法、頻度、内容が適正に提案されているか。

・提案書の建築物、設備、外構の維持管理計画が仕様書と適合しているか。

・業務従事者の健全な労働環境を確保するための配慮がなされているか。

・利用者の個人情報を保護するための対策が十分に講じられているか。

・経理簿等各帳簿類を整備し、情報公開や監査等に適切に対応できるしくみとなっているか。（適正な経理を行うための提案があるか）

(4) 安全管理・緊急時への対応

・防犯、防災対策や災害時の危機管理体制などが十分に考慮されているか。

・緊急事態時の現場への参集など、迅速な対応が可能か。

・事故対応マニュアルを作成し、研修などが提案されているか。

(5) 市民サービスの向上

・サービスの質を維持、向上させるための具体的な提案がなされているか。

・施設の設置目的に沿ったものであり、実現性があるか。

・利用者サービス向上のために認められる指定管理者の創意工夫支援という趣旨に沿ったものか。

・利用者への情報提供について、効果的な提案があるか。

・利用者の意見や苦情を受け止め、適切に対応する仕組みを提案しているか。

(6) 環境・地域等への配慮

・SDGs、省エネ、環境負担の軽減に配慮しているか。

・廃棄物等は適切な処理がされているか。

・施設の周辺や施設運営に関係する地元団体等との連携や協働による事業展開を図ることのできる提案があるか。

(7) 平等利用

・様々な利用者が平等に利用できるよう合理的配慮がされているか。

３ 指定管理者に関する項目

(1) 団体の物的・財政的能力

・指定期間中、安定的な管理運営を行っていくだけの人的基盤や財政的基盤を有しているか。又は、確保できる見込みがあるか。

・現場でのトラブル発生時に、団体を挙げての対応の体制が考慮されているか。

(2) 施設の運営実績

・市内又は他都市で類似施設の業務実績等があり、当該施設を適切に運営する能力を有しているか。

(3) 団体の地域貢献

・地元企業等と連携・協力することを考慮しているか。

・施設の管理にあたり、地元発注、地域住民や障がい者の雇用などが考慮されているか。

・障がい者雇用を行っている業者への再委託、障害者優先調達などが考慮されているか。

４ 指定管理者の活動に関する評価

(1) 活動拠点の評価

評価レベル	評価内容	乗率(%)
7	市内に本店を有する場合 ※共同事業体の場合は、代表者が条件を満たすこと	100
6	共同事業体の代表者以外が、市内に本店を有する場合	85
4	市外に本店を有し、市内に営業所等を有する場合 ※共同事業体の場合は、代表者が条件を満たすこと	55
3	共同事業体の代表者以外が、市内に営業所等を有する場合	40
1	市外に本店を有する場合	10

・「市内に営業所等を有する場合」の判断基準

以下のいずれかの条件を満たすこと

ア 本店は浜松市外で、浜松市内に支店、営業所等を有し、契約等が委任されている者

※委任状（第４－３号様式）で確認ができること

イ 法人市民税の均等割課税対象となっていること

※法人市民税確定申告書（第２０号様式）、均等割申告書（第２２号の３様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、浜松市の受付印があるもの）によって確認ができること

(2) 社会貢献活動等に係る認定等の有無

・ 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けているか。

・浜松市消防団協力事業所の認定を受けているか。

・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定を受けているか。

・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定を受けているか。

・企業のCSR表彰のうち、①Star Prize制度マイスター認定事業所、②優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所のいずれかに該当する事業所か。

・健康経営優良法人（経済産業省）の認定を受けているか。

評価レベル	評価内容	乗率(%)
7	上記６つのうち２つ以上の認定等を受けている場合	100
4	上記６つのうち１つ認定等を受けている場合	55
―	上記６つのうち１つも認定等を受けていない場合	0

※共同事業体の場合は、共同事業体数で乗率を按分する

（例）３社の共同事業体の場合

	A社	B社	C社
認証数	2	1	0
乗率（%）	100	55	0

の場合、(100＋55＋0）／3＝51　乗率が、51%となる。　※乗率は小数点第2位未満切り捨て

5 指定管理料に関する項目 (1) 収支計画の妥当性

・管理運営に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。

・提案金額は、事業提案等に対して妥当であるか。(過大な収入を見込むなど、無理又は無謀な収支計画となっていないか。)

・収入増加のための実施可能な提案があるか。

・経費を低減するための実施可能な提案があるか。

・適正な利益が見込まれているか。

6 指定管理料に関する項目 (2) 提案された指定管理料の評価

・以下の算定式により採点する。

$$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点} = \text{評価点（※配点を上限）}$$

○浜松市斎場条例

昭和４７年９月３０日

浜松市条例第４３号

〔注〕平成１７年６月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第１条　この条例は、火葬、葬儀、祭儀等のため設置する斎場について必要な事項を定める。

（平１７条例３０２・一部改正）

（名称及び位置）

第２条　斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜松市浜松斎場	浜松市中央区中沢町47番1号
浜松市浜北斎場	浜松市浜名区宮口4831番地の170
浜松市天竜斎場	浜松市天竜区二俣町阿蔵553番地の19
浜松市雄踏斎場	浜松市中央区雄踏町宇布見6098番地の3
浜松市三ヶ日斎場	浜松市浜名区三ヶ日町宇志815番地の1
浜松市春野斎場	浜松市天竜区春野町宮川1740番地
浜松市佐久間・水窪斎場	浜松市天竜区佐久間町中部604番地

（平１７条例３０２・全改、平１８条例７９・平１８条例１１８・令５条例９・一部改正）

（事業）

第３条　斎場は、次に掲げる事業を行う。

(1) 遺体の火葬に関すること。

(2) 葬儀及び祭儀に係る施設の提供に関すること（浜松市浜松斎場及び浜松市雄踏斎場（祭儀に係るものを除く。）に限る。）。

(3) 市内に住所を有する者に係るペット類の死がい（浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市雄踏斎場及び浜松市三ヶ日斎場に限る。）、分娩に係る胎盤等及び身体の一部その他市長が認めるものの火葬、焼却等に関すること。

（平１７条例３０２・全改、平１７条例３５３・平１８条例７９・一部改正）

（開館時間）

第４条　斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を延長することができる。

(1) 浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市天竜斎場、浜松市雄踏斎場及び浜松市春野斎場

午前９時から午後５時まで（浜松市雄踏斎場の通夜室にあっては、終日）

(2) 浜松市三ヶ日斎場及び浜松市佐久間・水窪斎場

午前８時３０分から午後５時まで

（平１７条例３０２・平１８条例７９・一部改正）

（休館日）

第５条　斎場の休館日は、１月１日及び市長が指定する日とする。

（平１７条例３０２・一部改正）

（利用の許可）

第６条　斎場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

（平１７条例３０２・一部改正）

（利用の制限）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、葬儀及び祭儀に係る施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 前２号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（焼骨の引取り等）

第７条の２　斎場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、遺体の火葬に係る焼骨（以下「焼骨」という。）を引き取らなければならない。

２　市長は、利用者が火葬の日のうちに焼骨を引き取らないときは、その焼骨を処分することができる。

（平２４条例６８・追加）

（使用料）

第８条　斎場の使用料は、別表のとおりとする。

２　利用者は、使用料を利用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、利用後に使用料を納付することができる。

（平１７条例３０２・平２４条例６８・一部改正）

（使用料の減免）

第９条　市長は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

（平１７条例３０２・一部改正）

（使用料の不還付）

第１０条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用許可の取消し等）

第１１条　市長は、利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したときは、利用の許可を取り消すことができる。

（平２３条例３８・一部改正）

（原状回復の義務等）

第１２条　利用者は、斎場に特別の設備をしたときは、利用後直ちにこれを原状に復さなければならない。利用の取消しを受けたときもまた同様とする。

（平１７条例３０２・平２３条例３８・一部改正）

（損害賠償の義務）

第１３条　斎場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

（平１７条例３０２・平２３条例３８・一部改正）

（指定管理者による管理）

第１４条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場及び浜松市雄踏斎場（以下「指定斎場」という。）の管理を行わせるものとする。

２　指定斎場の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 第３条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 利用の許可（遺体の火葬に係るものを除く。）に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

３　前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	市長が特に	指定管理者は、
	開館時間を	市長の承認を得て開館時間を
第6条	市長	指定管理者（遺体の火葬に係る利用にあっては、市長）
第7条	市長	指定管理者
第11条	市長	指定管理者（遺体の火葬に係る利用の許可にあっては、市長）

（平２３条例３８・追加）

（委任）

第１５条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平２３条例３８・旧第１４条繰下）

附　則

１　この条例は、昭和４７年１２月１日から施行する。

２　浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、三ケ日町、春野町、佐久間町及び水窪町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、浜北市火葬場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和３８年浜北市条例第４号）、天竜市火葬場条例（昭和３９年天竜市条例第２９号）、湖東環境衛生施設組合火葬場条例（昭和５１年湖東環境衛生施設組合条例第１号）、三ケ日町立火葬場使用料条例（昭和３０年三ケ日町条例第３７号）、春野町火葬場使用条例（昭和４７年春野町条例第３８４号）、佐久間・水窪共同斎苑の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和６０年佐久間町条例第２２号）又は佐久間・水窪共同斎苑の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和６０年水窪町条例第１号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

（平１７条例３０２・全改）

３　編入日前に編入前の条例の規定による許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ編入前の条例の例による。

（平１７条例３０２・全改）

附　則（昭和４９年３月３０日浜松市条例第３１号）

この条例は、昭和４９年４月１日から施行する。

附　則（昭和５１年３月２９日浜松市条例第２２号）

１　この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和５５年３月３１日浜松市条例第２３号）

１　この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和５７年３月３１日浜松市条例第２１号）

１　この条例は、昭和５７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和６０年３月３０日浜松市条例第２７号）

１　この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和６３年３月３１日浜松市条例第２７号）

１　この条例は、昭和６３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成元年３月３１日浜松市条例第３６号）

１　この条例は、平成元年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成３年９月３０日浜松市条例第５３号）

この条例は、平成３年１０月１日から施行する。

附　則（平成４年３月３１日浜松市条例第３０号）

１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成８年３月２９日浜松市条例第２０号）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成９年３月２８日浜松市条例第２５号）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成１３年３月２６日浜松市条例第１９号）

１　この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成１７年６月１日浜松市条例第３０２号）

この条例は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則（平成１７年１０月３日浜松市条例第３５３号）

この条例は、平成１７年１０月４日から施行する。

附　則（平成１８年１２月１５日浜松市条例第７９号）

この条例は、平成１９年３月３日から施行する。

附　則（平成１８年１２月１５日浜松市条例第１１８号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２４日浜松市条例第２０号）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の１の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

附　則（平成２３年６月２４日浜松市条例第３８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場及び浜松市雄踏斎場に係る改正後の浜松市斎場条例（以下「新条例」という。）第１４条第１項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第２条から第８条までの規定による指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（指定管理者制度移行に伴う経過措置）

３　施行日前に改正前の浜松市斎場条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為（浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場及び浜松市雄踏斎場について行った新条例第１４条第２項に規定する業務に係るものに限る。）は、それぞれ新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

４　この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為（浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場及び浜松市雄踏斎場についてされた新条例第１４条第２項に規定する業務に係るものに限る。）は、それぞれ新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附　則（平成２４年１２月１４日浜松市条例第６８号）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第７条の次に１条を加える改正規定及び第８条の改正規定並びに次項の規定は、同年１月１日から施行する。

２　前項ただし書に規定する規定の施行の際現に遺体の火葬に係る利用の許可を受けている者については、改正後の第７条の２の規定は、適用しない。

３　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年２月２５日浜松市条例第１１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月１５日浜松市条例第２２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附　則（令和５年２月２２日浜松市条例第９号）

この条例は、令和６年１月１日から施行する。

別表（第８条関係）

（平１８条例７９・平２２条例２０・平２３条例３８・平２４条例６８・平２６条例１１・平３１条例２２・一部改正）

１　火葬料

区分	12歳未満	12歳以上	死産児
死亡者が死亡当時市民の場合	無料	無料	無料
上記以外の場合	28,000円	42,000円	14,000円

２　室使用料

(1)　浜松市浜松斎場

区分	単位	金額
多目的室		無料
葬祭室	1回	33,970円

(2)　浜松市雄踏斎場

区分		単位	金額
式場	洋室（遺族控室を含む。）	1回	52,380円
	和室	1回	41,900円
通夜室		1回	20,950円
霊安室		1日	2,090円

３　ペット類の死がいの火葬料

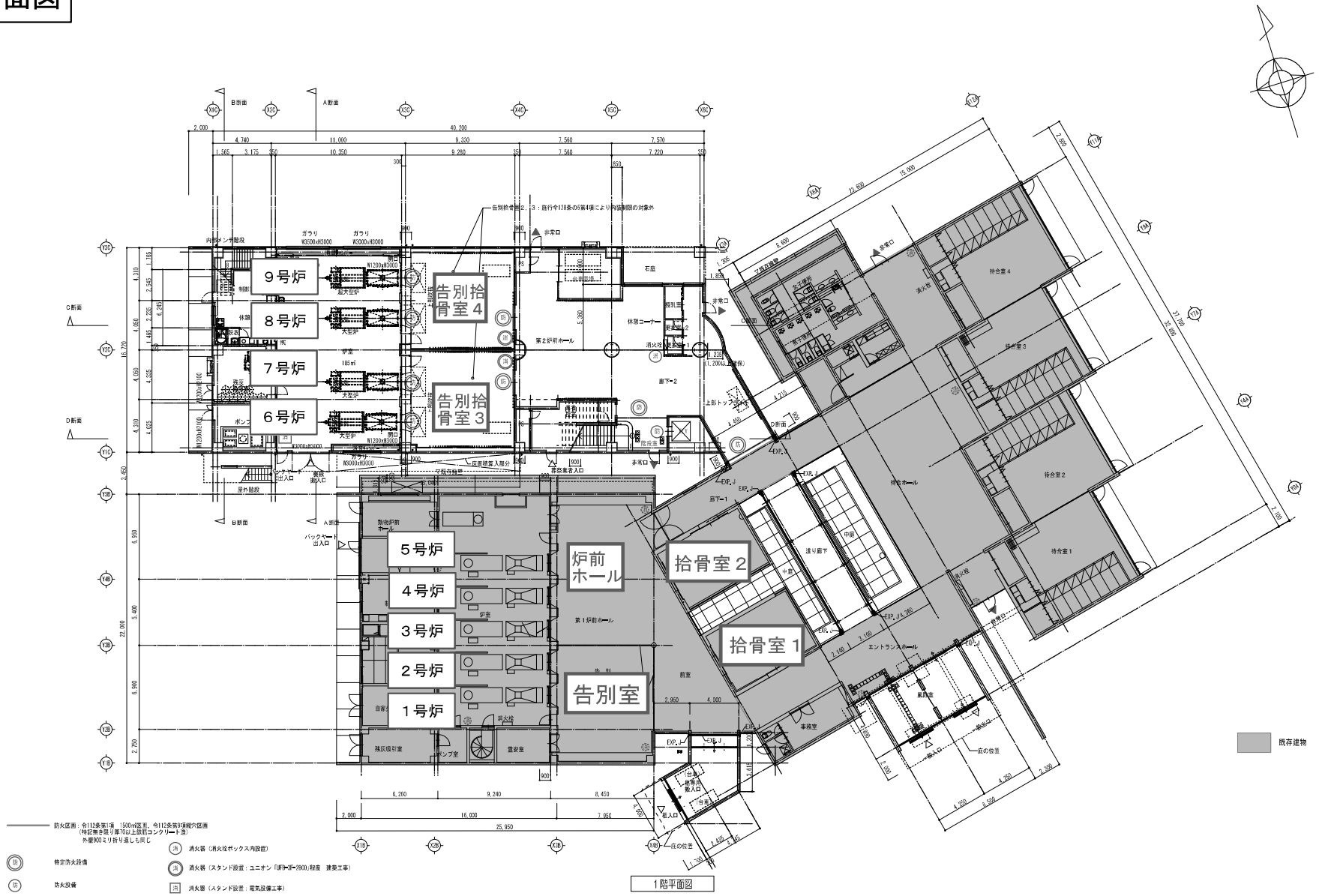
2kg以下のもの	2kgを超え5kg以下のもの	5kgを超えるもの
1,250円	3,140円	5kgまでごとに2,090円

４　分娩に係る胎盤等及び身体の一部等の焼却料

5kg以下のもの	5kgを超えるもの
1,570円	5kgまでごとに1,570円

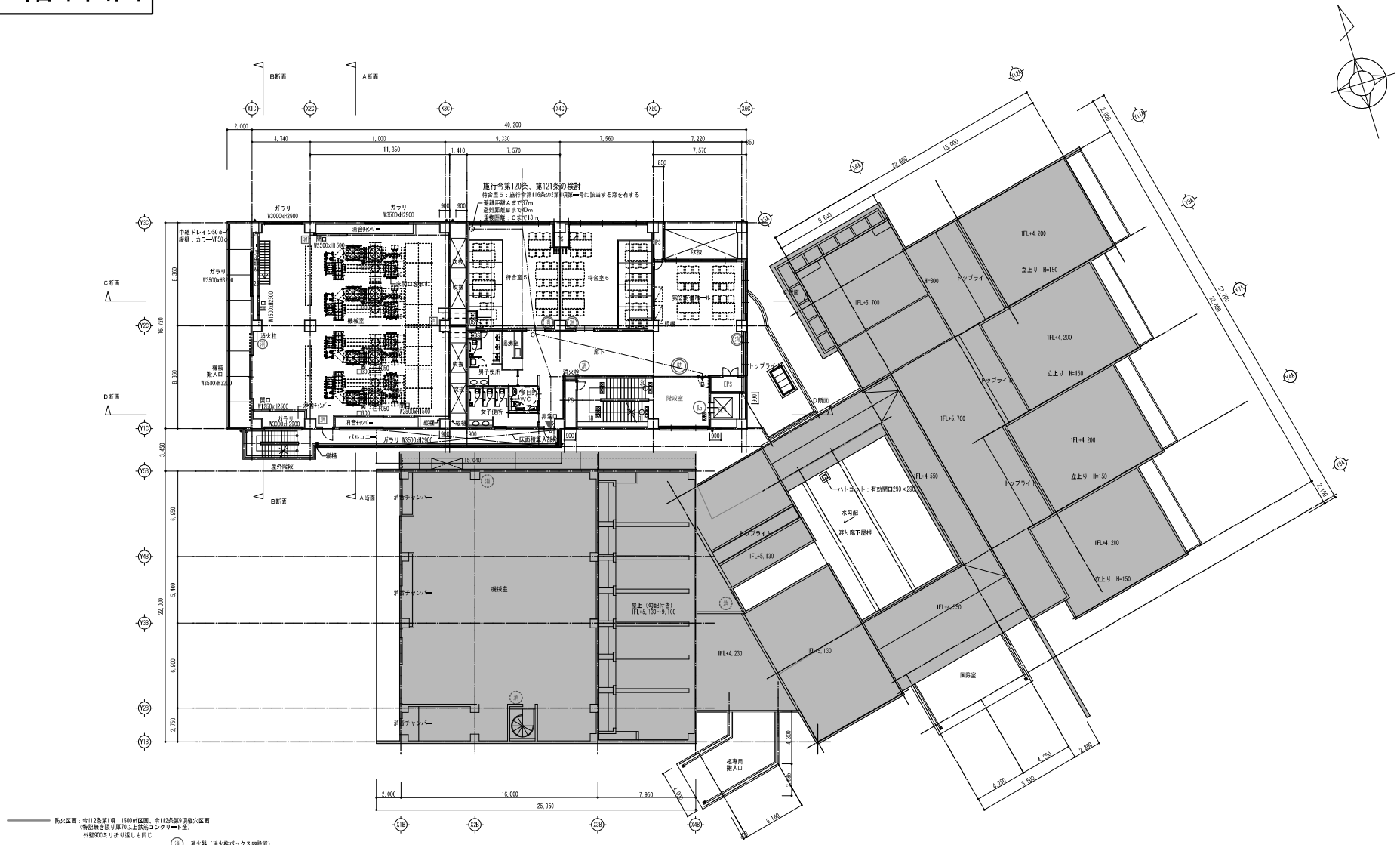
備考　個人の場合にあっては、分娩に係る胎盤等及び身体の一部等の焼却料は、無料とする。

１階平面図



特記	鈴木・竹下・松川・つぼい特定建設工事共同企業体 代表者　株式会社鈴木組　代表取締役　平野　治	株式会社 竹下一級建築士事務所 Takeshita Architects and Associates	一級建築士 第３３２５４２号 竹下 昌臣 一級建築士 第２０５４３２号 谷野 守右	修正	日付 2019.07. 竣工 2020.12.00	工事名称 浜松市浜北斎場拡張整備事業（建築工事） 図面名 １階平面図	設計番号 1806 縮尺 A1版 1/150 A3版 上記縮尺×1/2	図面番号 A019

２階平面図



防火区画：令112条第1項、1500㎡区画、令112条第9項竪穴区画
（特記無き限り厚70以上鉄筋コンクリート造）
外壁900ミリ折り返しも同じ

防　特定防火設備

防　防火設備

消　消火器（消火栓ボックス内設置）

消　消火器（スタンド設置：ユニオン TUFH-JF-2800）程度　建築工事）

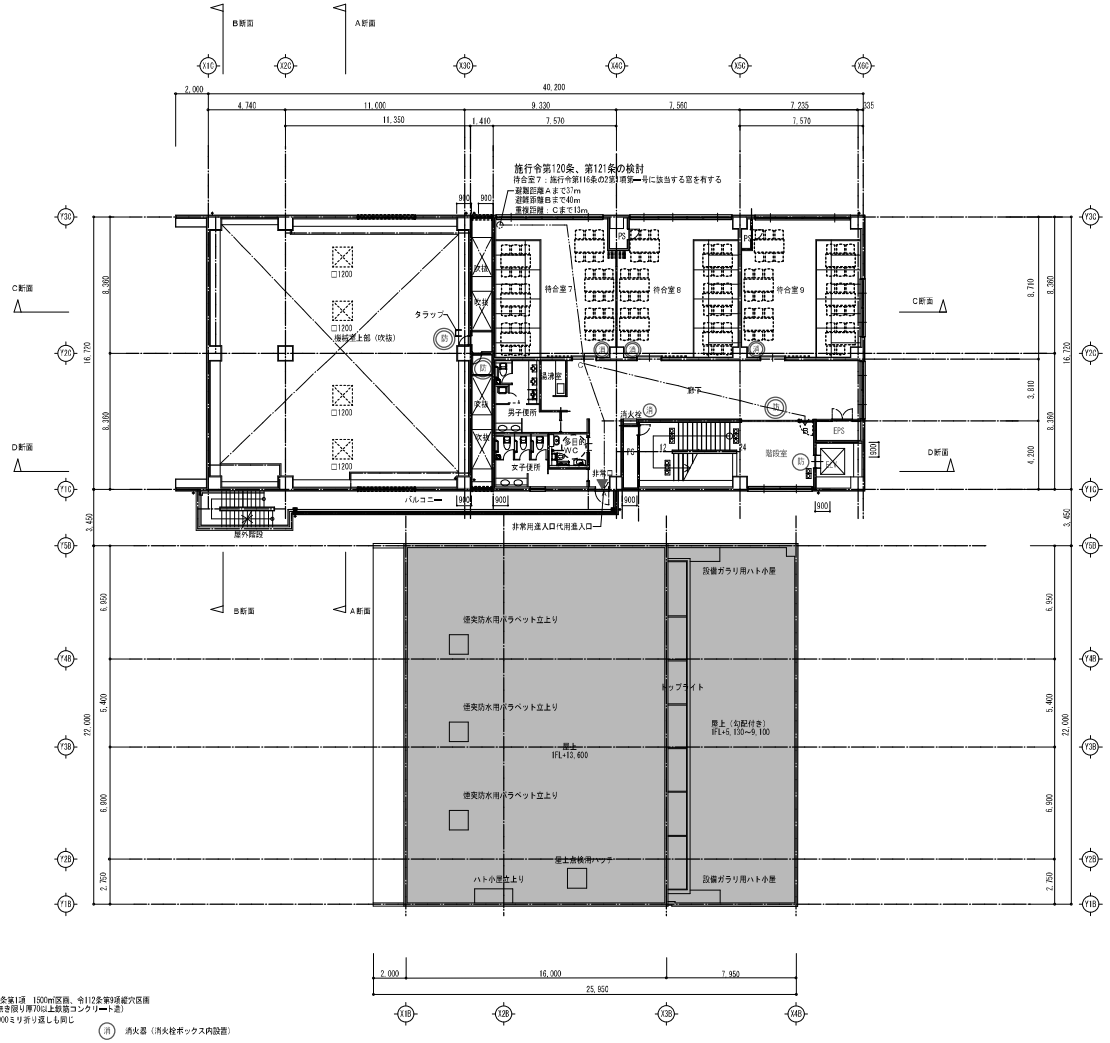
消　消火器（スタンド設置：電気設備工事）

消　消火器（既存）
※消火器本体は電気設備工事

2階平面図

特記	鈴木・竹下・松川・つぼい特定建設工事共同企業体 代表者　株式会社鈴木組　代表取締役　平野　治	株式会社 竹下一級建築士事務所 Takeshita Architects and Associates	一級建築士 第３３２５４２号 竹下 昌臣 一級建築士 第２０５４３２号 谷野 守右	検印	設計 2019．07． 検図 2020．12．09	工事名称 浜松市浜北斎場拡張整備事業（建築工事）	設計番号 1806
						図面名 ２階平面図	縮尺 A1版　1/150 A3版　上記縮尺×1/2
							図面番号 A020

３階平面図



防火区画：令112条第1項　1500m²区画、令112条第3項緩穴区画
（特記無き限り厚70以上鉄筋コンクリート造）
外壁900ミリ折り返し以上

特定防火設備

防火設備

消火器（消火栓ボックス内設置）

消火器（スタンド設置：ユニオン「UFB-3F-2800」程度　建築工事）

消火器（スタンド設置：電気設備工事）

消火器（既存）

※消火器本体は電気設備工事

３階平面図

鈴木・竹下・松川・つばい特定建設工事共同企業体 代表者　株式会社鈴木組　代表取締役　平野　治	株式会社 竹下一級建築士事務所 Takeshita Architects and Associates	一級建築士 第３３２５４２号　竹下　昌臣 一級建築士 第２０５４９２号　谷野　守右	検印	日付 2019．07． 修正 2020．12．05	工事名称 浜松市浜北斎場拡張整備事業（建築工事）	設計番号 1806	図面番号 A021
					図面名 ３階平面図	縮尺 A1版　1/150 A3版　上記縮尺×1/2	